

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 取引先との業務プロセスの電子化に取り組み、サプライチェーン全体での効率化推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

下請事業者との協議・合意に基づく型取引の適正化に努め、下請事業者が保管している不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に量産終了後の型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担としないよう、また、将来的には支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

合理的な理由なく片務的な秘密保持契約を締結せず、契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることが無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いないよう努め、やむを得ず、短納期発注や急な仕様変更を行う場合は増加コストを負担するよう努める。

3. その他（任意記載）

- サプライチェーンサステナビリティ推進ガイドラインを公表し、取引先との公正な取引に努めています。
- 法令遵守に関する従業員への教育を定期的に実施し、公正な取引を行うことで取引先様との信頼関係を構築します。

2023年4月1日

SWC株式会社

企業名

代表取締役社長 長谷川隆代

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。